

令和4年10/1～

後期高齢者医療制度 窓口負担割合の一部変更



問 厚生労働省コールセンター ☎ 0120 (002) 719 月～土（日祝除く） 9:00～18:00

変更点

一定以上の所得のある方（75歳以上の方など※）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

※一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む。

対象者

変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

見直しの必要性や背景などについては県民だより奈良3月号をご覧ください。



詳細はこちら

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割



区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

あなたは『窓口負担割合2割』の対象ですか？

現役世帯並み所得者（※4）に該当するか

該当する

該当しない

世帯内75歳以上の方（※1）のうち課税所得（※2）が28万円以上の方がいるか

いない

いる

世帯に75歳以上の方（※1）が2人以上いるか

1人だけ

2人以上

「年金収入（※3）＋その他の合計所得金額（※5）」が200万円以上か

「年金収入（※3）＋その他の合計所得金額（※5）」が320万円以上か

200万円未満

200万円以上

320万円未満

320万円以上

世帯全員
3割

世帯全員
1割

1割

2割

世帯全員
1割

世帯全員
2割

※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の方（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む）

※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除〔基礎控除や社会保険料控除等〕等を差し引いた後の金額）です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。

※5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。